

## 家畜排せつ物の利活用の推進に向けて



農林水産省生産局畜産部畜産企画課長

清 家 英 貴

畜産環境対策につきましては、平成11年の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」の成立、平成16年11月の同法の本格施行を経て、家畜排せつ物処理・利用施設の計画的な整備等を実施してきたところです。この結果、昨年12月時点の調査においては、対象農家の99.9%が同法の管理基準に対応済となるなど、今日までに一定の成果をあげてきたと考えております。

このように、家畜排せつ物処理・利用施設の整備が進み、同法の管理基準が遵守されるようになった一方で、そこで生産されたたい肥等の利用を推進することが今日の課題となってきております。かつて、家畜排せつ物は、畜産業に付随して発生する廃棄物としてとらえられておりましたが、活用の仕方次第ではこれは循環型社会を構築するための貴重なバイオマス資源ともなります。また、家畜排せつ物を上手に利活用していくことは、将来にわたりわが国の畜産業が安定的に発展していくためにも非常に重要です。政府は本年3月、「バイオマス・ニッポン総合戦略」の見直しについて閣議決定し、引き続きバイオマス資源の有効利用を推進しているところですが、この中でも、家畜排せつ物は廃棄物ではなくバイオマス資源として取り扱われており、その有効利用を推進することとされております。

家畜排せつ物の利活用の中心となるたい肥としての利用について、その促進にあたり重要と考えられる点を整理すると、①畜産サイドにおける良質なたい肥の生産、②耕種サイドにおける地力の増進や高付加価値な農産物の生産、③行政や農協等の関係団体が一丸となった資源循環の取組みへの支援、等が挙げられます。このため、農林水産省としては、家畜排せつ物処理・利用施設の整備のほか、耕種農家のたい肥利用についての意向の把握、ニーズに合ったたい肥生産のための技術的な指導、良質なたい肥生産やその利用を指導する指導者の養成、たい肥利用を促進するモデル的な取組に対する支援等を行い、

たい肥の利用を促進しているところです。

また、家畜排せつ物は全国で年間約9千万トンの発生し、その多くはたい肥化などの適切な処理が行われており、全国の農地面積から考えれば、たい肥の生産量は農地に十分還元可能な量であると推計されています。しかしながら、たい肥の生産量には地域的な偏在があるため、その生産量が地域の需要に対して不足する地域がある一方で、生産に過剰感が生じている地域もあるのが現状です。

このため、コスト面などの課題はあるものの、耕畜の農業者同士が広域に連携し、地域間でのたい肥の流通をより円滑にすすめていくことや、家畜排せつ物のたい肥としての利用の推進が困難な畜産濃密地帯などでは、地域の実情に応じ、炭化、焼却等による高度利用を組み合わせ、地域の家畜排せつ物の処理・利用体系全体を設計することも重要な課題となっております。

このように、畜産業に携わるものは、これまでの発想を転換し、耕種農家や関係者と連携するなどにより、これまで以上に家畜排せつ物を有効に利活用していくことが求められております。また、そのためには、消費者に、資源循環型社会や、たい肥の利用等による環境保全型農業を構築していく意義を理解していただくことも重要です。

現在、農林水産省では、「家畜排せつ物法」に基づく「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」の見直しに向けて、農業者や有識者等から構成される意見交換会を開催し、家畜排せつ物の利活用の一層の促進のための検討を行っているところです（同会の概要は当省ホームページにも掲載しておりますので、ぜひ御覧ください）。農林水産省としても、今後とも関係者と一丸となって家畜排せつ物の有効な利活用を支援してまいりたいと考えておりますので、皆様にもより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。